

レンタカーをご利用の皆様へ



この度は弊社のレンタカーをご利用頂き誠にありがとうございます。

近頃、レンタカーでの**事故**が増えています。

安全運転に心がけてご利用頂きますようお願い申し上げます。

ご利用前に必ず本紙をお読み下さい。

【五女子店】〒454-0033 名古屋市中川区五女子 2-7-10 (店舗)

【馬手町店】〒454-0845 名古屋市中川区馬手町 2-110 (整備工場)

[TEL:052-355-6033](tel:052-355-6033)

Sunny.B レンタカー (株式会社エスジェイエス)

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社は、この約款及び第40条に基づくこの約款の細則（以下あわせて「約款等」といいます）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）を借受人に貸渡すものとし、借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借り受けるものとし、借受人は第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に約款等の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとし、なお、約款等の定めのない事項については法令又は一般の慣習によるものとし、
- 第2条 当社は約款等の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合にはその特約がこの約款に優先するものとし、

第2章 予 約

(予約の申込み)

第1条 借受人はレンタカーを借りるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます）を明示して予約の申込みを行うことができます。

第2条 当社は借受人から予約の申込みがあった時は第36条第1項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合（同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます）を除き原則として当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き別に定める予約申込金を支払うものとします。

(予約の変更)

第3条 借受人は前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

(予約の取り消し等)

第4条 借受人は別に定める方法により予約を取り消すことができます。

2. 借受人が借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます）の締結手続きに着手しなかったときは予約が取り消されたものとしします。
3. 当社の都合により予約が取り消されたとき又は貸渡契約が締結されなかったときは受領済の予約申込金を返還するほか当社所定の違約金を支払うものとしします。
4. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは予約は取り消されたものとしします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとしします。
5. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし当社は、この予約取消手数料の支払いがあった時は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとしします。

（代替レンタカー）

第5条 当社は借受人からの予約のあった車種クラス、付属品、喫煙禁煙車の別、仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカーの貸渡ができないときは直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

2. 当社は前項の場合で予約のあった条件のレンタカーを貸渡することができないときは予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
3. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
4. 借受人は第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し予約を取り消すことができるものとします。
5. 前項の場合において第1項の貸渡しをすることができない原因が当社の責めに帰すべき事由によるときには第4条3項の予約の取り消しとして

取り扱い当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

6. 第4項の場合において第2項の貸渡しをすることができない原因が当社の責めに帰さない事由によるときには第4条4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(免責)

第6条 当社及び借受人は予約が取り消され又は貸渡契約が締結されなかったことについては第4条及び第5条に定める措置を除き相互の何らの請求をしないものとします

(予約業務の代行)

第7条 借受人は当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます)において予約の申込みをすることができます。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申込みことができるものとします。

第3章 貸 渡 し

(貸渡契約の締結)

第8条 借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して貸渡契約を締結するものとします。

2. 借受人は貸渡契約の締結にあたり約款及び細則で義務と定められた事項を遵守するものとします。また当社が定める貸渡料金を支払うものとします。

3. 当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため貸渡契約の締結にあたり借受人に対し借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し又はその写しを提出するものとし借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し又はその写しを提出するものとします。

(注1) 監督官庁の基本通達とは国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号平成7年6月13日)の2.(10)及び(11)のことをいいます。

(注2) 運転免許証とは道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は運転免許証に準じます。

4. 当社は貸渡契約の締結にあたり借受人及び運転者に対し運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め及び提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は貸渡契約の締結にあたり借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の緊急連絡先の告知を求めます。
6. 当社は貸渡契約の締結にあたり借受人に対しクレジットカード若しくは現金による支払いを求め又はその他の支払方法を指定することがあります。
7. 当社は借受人又は運転者が前5項に従わない場合は貸渡契約の締結を拒絶するとともに予約を取消することができるものとします。なお、こ

の場合予約申込金等の扱いについては第4条4項を適用するものとします。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には貸渡契約の締結を拒絶するとともに予約を取消することができるものとします。

- (1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という）又は株式会社エスジェイエスで共有する貸渡注意者リストに登録されているとき。

- (6) 暴力団若しくは暴力団関係者団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- (3) 過去の貸渡しにおいて第 17 条各号に掲げる行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます）において第 18 条第 6 項又は第 25 条第 1 項に掲げる事実があったとき。
- (5) 過去の貸渡しにおいて貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6) 当社との取引に関し当社の従業員その他の関係者に対して暴力行為若しくは言辞を用いたとき又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (7) 風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し又は業務を妨害したとき。

(8) その他、当社が不相当と認めたとき。

3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは予約の取消しがあったものとして取り扱い借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

(貸渡契約の成立等)

第10条 貸渡契約は借受人が当社に貸渡契約を支払い当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2. 前項の引渡しは第2章第2条1項の借受開始日時に同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)

第11条 貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2. 貸渡料金とは以下の料金の合計金額をいうものとし当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1) 基本料金

(2) 免責補償料

(3) 特別装備料

(4) 配車引取料

(6) その他の料金

3. 基本料金はレンタカーの貸渡時において地方運輸局運輸支局長に届けて実地している料金によるものとします。

4. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

(借受条件の変更)

第12条 借受人は貸渡契約の締結後、第8条の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)

第 13 条 当社は道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）及び第 47 条の 2

（日常点検整備）に定める点検をし必要な整備を実地したレンタカーを貸渡すものとします。

2. 借受人又は運転者は前項の点検整備が実地されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には直ちに必要な整備等を実地するものとします。

（貸渡証の交付、携帯等）

第 14 条 当社はレンタカーを引き渡したときは地方運輸支局長が定めた次

項を記載した所定の貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます）により借受人に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者はレンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます）しなければならないものとします。

3. 借受人又は運転者は貸渡証を紛失したときは直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

(管理責任など)

第15条 借受人又は運転者はレンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます）善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し保管するものとします。

2. 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。
3. 当社が前項の有料サービスを提供する者から利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報をその請求者に提供することを借受人は同意するものとします。

(日常点検整備)

第 16 条 借受人又は運転者は使用中にレンタカーについて毎日使用する前に
道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし必要な整備を実施しなければならないものとします。

（禁止行為）

第 17 条 借受人又は運転者は使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなくレンタカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技と判断するものを含む）に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 電気自動車又は充電器の不適切な取扱いにより電気自動車又は充電器を破損し汚損すること。
- (10) その他第8条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等)

第18条 借受人又は運転者は使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める

違法駐車をしたときは借受人又は運転者は違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

- 2. 当社は警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは借受人又は運転者に連絡し速やかにレンタカーを移動させ若しくは引き取るとともにレンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし借受人又は運転

者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察により移動させられた場合には当社の判断により自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし処理されていない場合には処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また当社は借受人又は運転者に対し放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は当社が必要と認めた場合は警察に対し自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証の資料を提出し事実確認を報告する等の必要な法的措置をとることができるとし借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取り等に要した費用を負担した場合には当社は借受人に対し次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます）を請求するものとします。この場合、借受人は当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
- (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます）に登録する等の措置をとるものとし借受人はこれに同意するものとします。
7. 第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において当該借受人又は運転者が第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当社

の求めに応じないときは当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反
違約金に充てるものとして当該借受人から当社が別に定める額の駐車違
反金（次項において「駐車違反金」といいます）を申し受けることがで
きるものとします。

8. 第6項の規定にかかわらず当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3
号に規定する費用の額の全額を受領したときは当社は第6項に規定する
全レ協システムに登録する等の措置をとらず又は既に全レ協システムに
登録したデータを削除するものとします。
9. 借受人が第5項に基づき当社が請求した全額を当社に支払った場合にお
いて借受人又は運転者が後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公
訴を提起されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され当社が放
置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき
当社が駐車違反金を申し受けた場合においても同様とします。
10. 第6項の規定により全レ協システムに登録された場合において反則金が
納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され又は第5項の
規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは当社は全レ協シ
ステムに登録したデータを削除するものとします。

(GPS機能)

第19条 借受人及び運転者はレンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」といいます）が搭載されている場合があります当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了時にレンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - (2) 第25条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合にレンタカーの現在位置等を確認するため。
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は前項のGPS機能によって記録された情報について当社が法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求、開示命令を受けた場合に必要な限度でこれを開示することに同意するものとします。

(ドライブレコーダー)

第 20 条 借受人及び運転者はレンタカーにドライブレコーダーが搭載されて

いる場合があります借受人及び運転者の運転状況が記録されること及び当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に事故発生時の状況を確認するため。
- (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は前項のドライブレコーダーによって記録された情報について当社が法令に基づき開示を求められた場合又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求、開示命令を受けた場合に必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章 返 還

(返還責任)

第 21 条 借受人又は運転者はレンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3. 借受人又は運転者は天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には借受人及び運転者は当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し当社の指示に従うものとします。

(返還時の確認簿)

第 22 条 借受人又は運転者は当社立ち合いのもとにレンタカーを返還するものとします。

2. 借受人又は運転者はレンタカーの返還にあたってレンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし
当社はレンタカーの返還後の遺留品については保管の責を負わないものと
します。

(借受期間変更時の貸渡料金)

第 23 条 借受人は第 12 条により借受期間を変更したときは変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(返還場所等)

第 24 条 借受人は第 12 条により所定の返還場所を変更したときは返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2. 借受人は第 12 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは別に定める返還場所変更違約金を支払うものとします。

(不返還となった場合の措置)

第 25 条 当社は借受人又は運転者が借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときには刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし借受人はこれに同意するものとします。

2. 当社は前項に該当することとなったときはレンタカーの所在を確認するため借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人は当社に与えた損害について賠償する責任を負うほかレンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第26条 借受人又は運転者は使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは直ちに運転を中止し当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

第27条 借受人又は運転者は使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

- (3) 事故に関して当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関して相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故を処理し及び解決をするものとします。
 3. 当社は借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
 4. 当社は事故発生時の状況を確認することを目的としてドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
 5. 当社は必要があると認められる場合には前項の記録を検証するなど措置をとるものとします。

(盗難発生時の措置)

第 28 条 借受人又は運転者は使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に連絡すること。

- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第 29 条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2. 借受人は前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3. 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は新たな貸渡契約を締結したものと借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については第 5 条第 3 項を準用するものとします。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は当社は受領済の貸渡料金から貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残金を借受人に返還するものとします。
6. 借受人は本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び保証

(賠償及び営業補償)

第30条 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第36条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。）に損害を与えたときは、その損害を賠償するもの

とします。ただし借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2. 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し又は営業補償をするものとします。
3. 借受人又は運転者は借り受けたレンタカー（第36条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

（保険及び補償）

第31条 借受人又は運転手が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- (1) 対人補償 1名につき無制限（自賠責保険を含む）
- (2) 対物補償 1事故につき無制限（免責額5万円）

- (3) 車両補償 1 事故につき時価額（免責額 10 万円）
 - (4) 人身傷害補償 1 名につき 3000 万円まで
2. 保険約款又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定める保険金又は補償金は支払われません。
 3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第 1 項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害と指定された災害により、滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
 4. 前 3 項の定めにかかわらず当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
 5. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第 8 章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第 32 条 当社は借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき又は第 9

条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、当社は受領済の貸渡料金から貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、

2. 借受人は前項の解除に該当したときは当社に生じた損害を支払うものとします。

(同意解約)

第 33 条 借受人は使用中であっても当社の同意を得て次項に定める解約手数料

を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとし、この場合、当社は受領済の貸渡料金から貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、

2. 借受人は前項の解約をすときは次の解約手数料を当社に支払うものとし
ます。解約手数料 = {(予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返
還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第34条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し利用する目的は次の
とおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業
者として貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として
義務づけられている事項を実地するため。
- (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っ
ている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベ
ント、キャンペーン等の開催について宣伝広告物の送付、e-mailの送付
等の方法により案内するため。
- (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び
貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として借受人又は運転者に対しアンケート調査を実地するため。

(5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(個人情報の登録及び利用の同意)

第35条 借受人は次の各号のいずれかに該当する場合には借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対して第 18 条第 5 項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

(3) 第 25 条第 1 項に規定する不返還があったと認められる場合

2. 運転者が前項第 3 号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全レ協システムに 7 年を超えない期間登録され前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第 10 章 雑 則

(代理貸渡し)

第 36 条 当社は申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡すことができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含みます）においては第 8 条第 1 項の規定にもかかわらず次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸渡すことができるものとします。（これを「代理貸渡し」といいます）

- (1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。
 - (2) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - (3) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が書面（電子メール等の電磁的方法を含みます）により添付されているものであること。
2. 代理貸渡しを行う場合には当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。
 3. 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか又は当社が別び定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。
 4. 代理貸渡しをした場合において当該貸渡しをした車両について故障その他のトラブルが発生したときは当社は自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

(相殺)

第 37 条 当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(消費税)

第 38 条 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます）を当社に対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第 39 条 借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは相手方に対して年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(細則)

第 40 条 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

(重要事項の情報提供)

第 41 条 当社は借受人に対し、この約款等のうち借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

2. 借受人は約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

(約款等の掲示等)

第 42 条 当社は約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

- ① 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます）
- ② ウェブサイト等に見やすいように掲載
- ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含みます）の提示

また、当社の発行するパンフレット、料金表等により約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(約款等の変更)

第 43 条 当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

(合意管轄裁判所)

第 44 条 この約款に基づく権利及び義務については紛争が生じたときは訴額の
いかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判
所をもって管轄裁判所とします。

附則 約款は令和 6 年 1 月 1 日から施行します。